令和８年度伏見区地域保健推進協議会

次　第

令和８年９月２４日(木)
１４時から
醍醐支所3階 第1、2会議室

１　開会

２　出席者の紹介

３　議題
（１）　部会長及び副部会長の選出について
（２）　令和７年度事業実績報告
（３）　伏見区の健康課題と事業取組について

４　その他

【資料】

資料１	令和８年度伏見区地域保健推進協議会委員名簿（Ｐ１）
資料２	座席表（Ｐ２）
資料３	京都市保健所運営協議会条例・京都市保健所運営協議会条例施行規則（Ｐ３）
資料４	令和８年度京都市保健所運営方針（Ｐ７）
資料５	令和７年度事業実績報告（Ｐ２７）
資料６	伏見区の健康課題と事業取組について（Ｐ３５）

資料1

伏見区地域保健推進協議会委員名簿

（敬称略）

No	代　表　区　分	氏　　名	役　　職　　等
1	医療関係団体代表	西村　康孝	伏見医師会会長
2		對馬　丈二	伏見歯科医師会会長
3		藤枝　英美	伏見薬剤師会会長
4		髙野　佳子	京都府看護協会伏見地区理事
5	福祉関係団体代表	内海　俊明	伏見区民生児童委員会副会長
6		美濃　敦子	伏見区社会福祉協議会会長代行
7	地域住民団体代表	桝井　東悟	伏見保健協議会連合会副会長
8		浦野　加代子	伏見献血推進実行委員会委員長
9	利用者代表	田谷　千江子	市民公募

令和８年度　伏見区地域保健推進協議会　座席図

資料2

スクリーン

椅子
○
○

演台

プロジェクタ

【部会長席】
（選出後、座席移動）

【副部会長席】
（選出後、座席移動）

伏見医師会
会長　西村　康孝

伏見薬剤師会
会長　藤枝　英美

京都府看護協会
伏見地区理事　髙野　佳子

伏見区民生児童委員会
副会長　内海　俊明

伏見区社会福祉協議会
会長代行　美濃　敦子

伏見保健協議会連合会
副会長　桝井　東悟

伏見献血推進実行委員会
委員長　浦野　加代子

市民公募委員
田谷　千江子

担当者席

健康長寿のまち・京都推進室
担当部長　松村　貴代

伏見区役所保健福祉センター
センター長　梅井 和代

深草支所保健福祉センター
センター長　田中　超

醍醐支所保健福祉センター
センター長　平松 謙一

伏見区役所健康長寿推進課長
小林　治人

伏見区役所健康長寿推進課担当課長
間瀬 友美

深草支所健康長寿推進課長
髙宮 美昭

深草支所健康長寿推進課担当課長
鳧野 朱実

醍醐支所健康長寿推進課長
小野　直樹

醍醐支所健康長寿推進課担当課長
堤　香織

醍醐支所障害保健福祉課長
谷口　潤

醍醐支所子どもはぐくみ課長
中芝　貴彦

医療衛生企画課担当係長
芝野　あすか

傍聴席

入口

資料3

○京都市保健所運営協議会条例

昭和 31 年 9 月 1 日
条例第 16 号(制定)
平成 22 年 3 月 31 日条例第 69 号

京都市保健所運営協議会条例

(設置)

第 1 条　地域保健法第 11 条の規定に基づき，京都市保健所に京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条　協議会は，委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員は，関係行政機関の職員，保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条　委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

5　会長及び副会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条　協議会は，京都市保健所の所長が招集する。

2　会長は，会議の議長となる。

3　協議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4　協議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5　協議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 6 条　協議会は，京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し，及び審議させるため必要があると認めるときは，京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

(委任)

第7条　この条例に定めるもののほか，協議会に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成27年1月8日条例第37号)　抄

(施行期日)

1　この条例は，公布の日から施行する。

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和 31 年 9 月 1 日
規則第 21 号(制定)
平成 22 年 3 月 31 日規則第 110 号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第 1 条　京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の部会の構成員は，次に掲げる者とする。

(1)　会長が指名する委員

(2)　当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し，又は任命する者

2　部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3　部会長及び副部会長は，その部会に属する第 1 項各号に掲げる者(以下「部会員」という。)の互選により定める。

4　部会長は，その部会の事務を掌理する。

5　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるときは，その職務を代理し，部会長及び副部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 2 条　部会は，当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2　部会長は，会議の議長となる。

3　部会は，部会員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4　部会の議事は，出席した部会員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5　部会長は，部会の調査又は審議が終了したときは，当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 3 条　協議会の庶務は，保健福祉局において行う。

(補則)

第 4 条　この規則に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

資料４

令和８年度
京都市保健所運営方針

令和８年７月

京都市

運営方針の策定に当たって

昨今の少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、新興・再興感染症等による新たな健康危機事案への対応等、地域保健の課題はますます多様化している。

京都市では、平成２９年５月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい６つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。保健福祉センターは、住民に身近な保健福祉サービスの拠点、また保健所支所として、地域力推進室との一層の連携の下、各分野の様々な取組を地域のまちづくりと一体となって進めているところであるが、地域保健の推進における保健所の役割はますます重要となってきている。

今年度は、次の４つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応した保健活動の推進に取り組んでいく。

① 医療衛生施策の推進
② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
③ 母子保健の推進
④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

なお、令和３年度に、母子保健法に基づいた保健所事務分掌規則の改正を行い、一部の母子保健業務の所管が保健所から子ども若者はぐくみ局に移管されたが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省告示）」にも示されているように、「保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関と位置づけ、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましい」ことから、保健所が直接所管する業務でなくとも、地域保健推進に重要と考えられる業務については、「地域保健における取組」として運営方針の中に提示している。

1　医療衛生施策の推進

今後想定される新興・再興感染症などの健康危機事案の発生への備えや民泊、動物愛護等の取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

保健所の取組

1　健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、腸管出血性大腸菌感染症や肝炎、エイズ、性感染症などについて、予防啓発や対策事業の企画、積極的疫学調査、感染症患者等の搬送、消毒業務を実施するなど、医療衛生企画課と保健福祉センター（健康長寿推進課）が連携し、感染症の拡大防止に努める。また、食中毒事案についても、医療衛生企画課と医療衛生センターが連携して、患者、施設等への調査及び措置を行う。

本市では、感染症法等が改正されたことを踏まえ、令和６年３月に感染症の予防の総合的な推進を図ることを目的に府市一体で「京都府感染症予防計画」を、本市における実行性を担保するため「京都市保健所健康危機対処計画」を策定している。また、政府及び京都府の行動計画が改定されたことを踏まえ、令和８年３月に「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定している。

策定した計画等に基づき、感染症による健康危機事案への対応を進めるとともに、健康危機管理体制を構築・強化するため、平時からＩＨＥＡＴ要員を含む人員体制の確保や研修・訓練等を実施するなど、新興感染症等による健康危機事案への備えを進める。

2　結核予防の推進

令和５年３月に策定した「第四次京都市結核対策基本指針」に基づき、「対策の４つの柱」である①結核の予防、②患者への適正な支援や医療、接触者健診の実施、③各ハイリスク層・患者年齢層への個別対策、④指針を支える基礎となる取組に注力し、令和９年までに、結核罹患率を８．０以下、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率を２．６以下に低減させることを目指す。

特に、感染・発症のリスクが高い高齢者や外国生まれの方などに対し、感染拡大防止のための啓発や検診受診の勧奨等を積極的に行い、更なる罹患率の低減に向けて取組を進める。

○　結核罹患率の推移　（単位：人口 10 万対）

令和５年	令和６年	令和７年（速報値）
１０．７	１０．６	１０．７

○　外国生まれ結核患者数の推移　（単位：人）

令和５年	令和６年	令和７年（速報値）
３３	３６	４１

３　食品衛生に関する取組の推進

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定により令和８年３月に策定した「第４期京都市食の安全安心推進計画」に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。

また、食品衛生法の規定により策定している「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行うとともに、飲食店営業等の営業許可手続や市民からの相談等に対応する。

さらに、令和６年４月から開始した京都市ＨＡＣＣＰ食の安全宣言届出制度を活用し、食品等事業者のＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を推進することで、本市における衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に取り組む。

≪主な実績≫

○　食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数（件）	
	許可	届出	許可	届出
令和７年度	３３，４４２	９，１５６	２４，５８７	１，１９８

○　食品衛生に関する知識の普及・啓発（令和７年度）

- ＳＮＳ等による食の安全安心情報の発信（６２回）
- 食品衛生に関する講習会等の実施（１１０回、３，１６１人参加）

４　「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に係る通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進める。

併せて、民泊トラブルの増加に伴う地域コミュニティへの影響、また民泊に起因した騒音等による静謐な生活環境の悪化等の課題に対応するため、市民の声や「民泊」対策プロジェクトチーム及び外部有識者会議での議論などを踏まえて、国とも連携しながら規制のあり方を検討し、令和８年度中の条例改正提案を目指す。

≪主な実績≫

平成３１年４月　・「民泊」対策専門チームの体制を強化

令和元年１０月　・無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出

１１月　・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請

令和２年４月　・既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用

令和３年３月　・本市に無許可営業疑いとして通報があった２，６６７施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。

令和３年４月～　・徹底した調査指導により、無許可営業疑いとして通報があった施設について、大部分を営業中止等に至らしめている。

令和８年４月　・民泊施設における管理者の駐在義務違反を監視・指導するための「特別調査チーム」を新たに立ち上げ。

○　無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況

年度	延べ通報等回数	調査指導対象施設数	調査・指導中（施設数）	営業中止・撤退	旅館業に該当せず
令和　５年度	６８	６３	1	３１	３１
令和　６年度	４６６※	４５１	7	３９３	５１
令和　７年度	１１８	１２０	1	３７	８２

※　ウィークリーマンション等を称する３７１件の無許可営業疑い施設を含む

５　動物の愛護及び管理、狂犬病予防に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導及び犬・猫の引取り業務を行う。また、野良猫対策として、地域住民の理解と協力の下、地域住民が自ら定めたルールに基づき野良猫を適正に管理する活動に対し、本市が無償で避妊・去勢手術を実施する「まちねこ活動支援事業」を重点的な取組として推進するとともに、まちねこ活動の実施が困難な地域についても、避妊・去勢手術費用の一部助成や保護器の貸出しを行う。

そのほか、マイクロチップの装着や情報登録、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発を行うとともに、福祉関係部署と連携した、ひとり暮らしの高齢者への終生飼養の周知・指導や、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための犬・猫への避妊・去勢手術の無償実施を行う。

狂犬病予防については、動物由来感染症である狂犬病の発生及びまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の啓発、野犬の捕獲及び咬傷事故（こうしょうじこ）の調査等を行う。

≪主な実績≫

令和２年 10 月　・認定ＮＰＯ法人及び業界団体の民間２団体とペット防災に係る災害協定を締結
令和３年３月　・第二期京都市動物愛護行動計画を策定
６月　・「日本ヒルズ・コルゲート（株）」とペット防災に係る災害協定を締結
令和４年７月　・「（公財）関西盲導犬協会」とペット防災に係る災害協定を締結
令和５年２月　・「KYOTO CITY OPEN LABO」において、「ねこから目線株式会社」と連携し、高齢者が安心して猫と暮らすことができるよう、「飼い続ける支援・飼い始める支援事業」を開始
９月　・社会福祉関係機関向けのペットに関する相談ホットラインを開設
・多頭飼育崩壊対策のチェックリスト付きクリアファイルを作成・配布
令和６年５月　・マイクロチップ装着に係る周知チラシとカードの作成・配布
８月　・多頭飼育崩壊を予防するための飼い主向けチラシの作成・配布
令和７年３月　・「（株）レティシアン」とペット防災に係る災害協定を締結

４月　・（公社）京都市獣医師会と連携し、野良猫への避妊去勢手術費用の助成及び野良猫の保護器貸出を開始
５月　・（公社）京都市獣医師会と連携し、子猫の一時預かり事業を開始
７月　・犬・猫の多頭飼育崩壊対策事業を開始
９月　・京都動物愛護フェスティバル（Kyoto Ani-Love Festival）を開催

６　安全安心な医療提供体制の確保に関する取組の推進

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法等関係法令に基づき、医療関係施設に係る開設許可及び届出受理事務、医療法第２５条に基づく立入検査等の業務を行う。

立入検査については、定期検査のほか、確認や指導が必要な場合に臨時にも実施し、市内の医療提供体制の確保に取り組む。

また、医療安全相談窓口を設置し、市民からの医療に関する相談等に中立的な立場から対応し、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行うとともに、必要に応じ医療機関に対して助言を行う。

令和８年度は、医療法改正に伴い、医療機関における安全管理体制の整備状況等について、重点的に確認を行う。

≪主な実績≫

○　立入検査件数（令和７年度）
・定期立入検査　病院９４件、診療所１６件
・臨時立入検査　病院　８件、診療所　５件

７　薬事衛生に関する取組の推進

医薬品、医療機器等一斉監視指導、新規許可時の調査に加えて、随時立入検査を行い、薬局等に対する薬事監視に取り組むとともに、毒物劇物販売業、毒物劇物取扱者及び特定毒物研究者に対し、新規登録申請時及び必要に応じて随時立入検査を行い、毒物劇物の適切な取扱い等を指導し、危害防止に努めていく。

また、衛生検査所の精度管理に関して相当の学識経験を有する者からなる京都衛生検査所精度管理専門家会議を運営し、必要に応じて当該会議委員同行のもと、各検査所に対して２年に１回の頻度で立入検査を実施し、衛生検査所の検査精度の向上に努めていく。

さらに、本市では大麻、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、ポスター等を用いた啓発活動を行っており、令和８年度はＳＮＳ広告を用いた啓発に努めていくとともに、オーバードーズに関する啓発動画の新規作成、大学生等の若年層を対象とした講習会等を充実させ、大麻やオーバードーズ等の薬物乱用防止に関する意識を若年層の間で根付かせていく。

令和８年度の主な関連施策・事業

１　社会福祉施設等の感染症対応に係る人材育成

社会福祉施設等では、感染症への対応に専門的知識を持つ職員が少なく、初動対応の遅れなどにより感染拡大が生じ得るという課題がある。今後の新型インフルエンザ等感染症等による健康危機の発生に備え、社会福祉施設の職員等が平時から主体的に感染症対策に取り組み、有事には迅速かつ適切な初動対応が行えるよう、施設職員の感染症対応に関する知識の習得及び技術の向上に取り組む。

２　京都版ＣＤＣの創設

新興感染症等の発生に備えるため、感染症に係る対策立案・支援等の拠点となる京都版ＣＤＣ（京都感染症対策センター）を府市共同で創設し、府内病院や感染症に知見を有する大学・企業等とのネットワークの構築、感染症に関する自治体職員向け講座の開催等により、感染症対応力の向上を図る。

３　「民泊」に関する取組の推進

平成２９年の住宅宿泊事業法の成立以降、市民生活を最重要視し、全国一厳しいといわれる条例の制定をはじめとしたルールの設定や徹底した違反指導により民泊の適正な運営の確保に取り組んできた。

今般の民泊トラブルの増加に伴う地域コミュニティへの影響、また民泊に起因した騒音等による静謐な生活環境の悪化等の課題に対応するため、市民の声や「民泊」対策プロジェクトチーム及び外部有識者会議での議論などを踏まえて、国とも連携しながら規制のあり方を検討し、令和８年度中の条例改正提案を目指す。

２　「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

令和６年３月に策定した「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、市民の皆様が主体的に日々の健康づくりに取り組んでいただき、それを支える社会環境づくりを本市や関係機関・団体等が協働して取り組むことによって、本市の健康づくりをこれまで以上に力強く推進していく。

特に、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

保健所の取組

１　地域における自主的な健康づくりの支援

○　地域における健康づくり事業の実施

⑴　各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各室・課が連携し、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。

⑵　地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和８年度重点取組項目】

- 糖尿病発症予防に向けた取組
- 循環器病発症予防に向けた取組
- 骨粗しょう症予防に向けた取組

健康長寿のまち・京都

≪主な実績≫

○　地域における健康づくり事業　（単位：回）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施回数	１，６１７	１，６９０	１，５０５

（地域における健康づくり事業の例）

身体活動・運動に関する教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室　等

２　受動喫煙防止対策の推進

令和２年４月１日に全面施行された改正健康増進法に基づき、これまでから法制度の普及・啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

法改正に先行し、令和２年２月からは、飲食店に対し、個別訪問と電話調査による周知及び監視・指導の取組を実施している。

令和８年度も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

≪主な実績≫

○　京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況　（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談及び問合せ件数	３３１	２８８	４８１
通報件数	１８１	１８３	２６５

３　がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等関係機関との連携による普及・啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間と連携した社会的な啓発活動を実施する。また、保健医療システムや京都市国保と連携し、個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

≪主な実績≫

○　本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査（大規模調査））

種類		H28 年調査	R1 年調査	R4 年調査	（参考）国の目標値
胃がん検診	京都市	32.8%	45.2%	42.3%	
	全国平均	40.9%	48.8%	48.4%	
肺がん検診	京都市	37.7%	41.4%	39.2%	
	全国平均	46.2%	49.4%	49.7%	50%（～R4 年度）
大腸がん検診	京都市	32.1%	37.3%	37.7%	
	全国平均	41.4%	44.2%	45.9%	60%（R5 年度～）
子宮頸がん検診	京都市	36.5%	37.8%	37.2%	
	全国平均	42.4%	43.7%	43.6%	
乳がん検診	京都市	37.2%	43.6%	41.6%	
	全国平均	44.9%	47.4%	47.4%	

４　糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体、保険者等の参画の下、平成２９年度に設置した「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」において、健診データを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した保健指導の実施などを進めていく。

≪令和７年度の主な実績≫

○　京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催（令和８年１月）

○　京都市糖尿病重症化予防事業検討会の開催（令和８年２月）

５　災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

≪主な実績≫

令和元年７月　・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定

令和元年９月～　・各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施

令和２年12月～令和３年３月　・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催

令和３年３月　・大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第１回協議会を開催（以降、年１回程度開催）

令和３年５月　・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第二版）策定

令和４年３月　・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和５年２月　・災害時医療救護活動に係る京都市の取組に関するＨＰの公開
・災害時医療救護活動に係る動画研修資料（医療関係者向け）の公開
・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和６年３月　・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和６年11月　・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和８年２月　・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和８年度の主な関連施策・事業

１　地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など）（保健所）

２　健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

市民ぐるみで健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼としてプロジェクトを実施してきたが、「エビデンスに基づく、市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業再編し、健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。また、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとしており、現状よりも１日の歩数を１，０００歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぽ」のキャッチフレーズの普及に取り組む。（保健所）

３　フレイル対策支援事業

「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、医療専門職との連携により、地域住民が主体となって介護予防に取り組むグループ等に対して、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職が連携して講話・健康相談等の支援や体力測定等を実施する。（地域保健）

４　働き盛り世代から取り組む健康づくり

生涯にわたって心身ともに健やかで充実した生活を送るためには、働き盛り世代から健康づくりに取り組み、生活習慣病や将来的なフレイルを予防することが重要であることから、健康に関心を持つきっかけとなるよう、気軽に自身の健康状態を知ることができる「健康測定会」の開催、がん検診における「５０歳代への受診勧奨の拡充」や「胸部（結核・肺がん）検診の指定医療での実施」、減塩・野菜摂取を促進する「食の健康づくりキャンペーン」「事業者と連携した栄養モニタリング」等に取り組む。（保健所）

５　聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）

加齢性難聴に関する理解を深め、早期発見につなげるとともに、加齢性難聴者に補聴器の適切な使用を促進することで、介護予防活動や社会参加の促進及び認知機能低下の抑制に寄与し、健康長寿のまち・京都の実現を目指すことを目的に、６５歳以上の「聞こえ」に課題を抱える方に対し、補聴器購入費の一部を助成する。（地域保健）

3　母子保健の推進

本市においては、令和６年４月の改正児童福祉法施行に伴い、各区役所・支所子どもはぐくみ室を、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の２つの機能を担い、一体的に支援を実施する「こども家庭センター」として位置付けている。

母子保健施策としては、妊娠前、妊娠期、出産前後、育児期に渡る体系的なサービスを、全ての母子を対象としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開し、子どもの健やかな成長発達と家庭の子育て力の向上をめざして、地域の関係機関と連携しながら、全ての子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行うとともに、親子の健康の保持増進や安心して子育てができるための知識の提供に努めている。

また、令和８年度から、５歳児健康診査を実施し、幼児健診後のフォローアップ体制についても強化を行うとともに、１０月から障害児通所支援に係る一部業務を児童福祉センター発達相談所から子どもはぐくみ室に移管し、相談だけでなく療育の利用に必要な手続きも受け付けることとしており、これまで以上に妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を推進していく。

一方、児童福祉施策としては、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

保健所としては、このような子どもはぐくみ室の業務の質を高める役割を担うとともに、長期療養児等への支援など、専門的アプローチを要する業務に取り組んでいる。

保健所の取組

1　長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU 等で救命し、退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患（りかん）している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

≪主な実績≫

○　慢性疾病で療養中のお子様・親御様、医療的ケア児の支援に関わっている方のための講演会・交流会「災害時の備えについて～お家でできる小さなことからはじめてみよう～ 」（令和８年１月）

○　京都市医療的ケア児等支援連携推進会議の開催

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	2	2	1	1

２　母子保健事業への助言

乳幼児健康診査においては、従事者が共通の認識のもと従事できるように作成した「京都市乳幼児健康診査マニュアル」を改訂し、新たに５歳児健康診査に関する内容を追加した。本改訂を踏まえながら、健診における疾患スクリーニングの精度管理を行い、スクリーニングの質の向上を図るとともに、その結果を健診従事者にフィードバックし、子どもはぐくみ室での健診の標準化を目指している。さらに、医師・歯科医師等の健診従事者の研修を実施し、乳幼児健康診査の質の向上に努めている。

≪主な実績≫

○　乳幼児健康診査従事医師研修（令和８年３月）

○　乳幼児健康診査マニュアル新改訂第１１版（令和８年４月発行）

地域保健における取組

１　体系的な母子保健事業の実施

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行う「妊婦相談事業」や、妊娠中の初妊婦等に訪問を行う「こんにちはプレママ訪問事業」、出産後４か月未満の全ての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、子どもの発育や発達、子育て状況等を確認するために発達の節目ごとに行う「乳幼児健康診査（４か月児、８か月児、１歳６か月児、３歳児、５歳児）」等の体系的な母子保健事業を実施することで、切れ目ない支援を行う。

また、１か月健診については、委託により実施している。

≪主な実績≫

○　妊婦相談事業　（単位：人）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
面接数	８，０７３	８，０２２	７，８７４

○　こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問延件数）（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問実件数	３，４２３	３，４０４	３，２６８

○　こんにちは赤ちゃん事業（訪問延件数）　（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問実件数	８，６６６	７，９２４	７，６５６

○　乳幼児健康診査

	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
４か月児健診	７，８７３	99.2%	７，０７８	98.8%	７，０８４	98.9%
８か月児健診	８，１４５	98.9%	７，１８９	98.5%	７，０４９	98.6%
1歳6か月児健診	８，００２	98.6%	７，６６０	98.5%	７，００８	98.6%
３歳児健診	９，５９８	97.9%	８，０２０	97.7%	７，７８６	97.8%

２　相談支援・保健指導の実施

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、疑問や不安に対し、必要な情報提供や助言、保健指導等を丁寧に行い、個々の家庭に寄り添った支援を提供している。

≪主な実績≫

○　妊婦相談事業（再掲）
○　こんにちはプレママ事業（再掲）
○　こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
○　乳幼児健康診査（再掲）

３　課題や困難を抱える家庭の支援

関係者の調整が必要と判断される妊産婦や、長期療養児等の課題や困難を抱える家庭に対しては、子どもはぐくみ室が身近な地域の行政機関である強みを生かし、個別の継続的な寄り添い支援を実施することで、支援の充実を図っている。

また、子どもはぐくみ室は、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあり、各関係機関との効率的かつ効果的な連携を行うことで児童虐待の未然防止に努めている。

≪主な実績≫

○　家庭訪問型継続的個別支援　（単位：件）

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
令和５年度	８１９	１，６３４	１０９	１，１８０
令和６年度	７５１	１，６４３	１０２	１，２０１
令和７年度	７３２	１，５４９	１５２	１，５５４

４　障害児支援の機能強化

令和８年１０月１日より、児童福祉センター発達相談所が実施している障害児通所支援の申請受付や相談対応といった一部業務を各区役所・支所の子どもはぐくみ室に業務移管し、支援を必要とする子どもや保護者への相談機能の充実、及びサービス利用における利便性の向上を図るなど、障害児支援に係る機能強化を行い、これまで以上に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭へのきめ細やかな支援を、より身近な行政機関で一体的に実施する。

令和８年度の主な関連施策・事業

１　５歳児健康診査の開始に伴う体制や機能の強化

令和８年度から開始した５歳児健診の内容を追加するために、乳幼児健診マニュアルの完成に向けた助言をし、幼児健診後のフォローアップ体制の強化も併せて取り組む。さらに１０月から障害児支援の機能強化を行い、より身近な行政機関で一体的に実施する。（地域保健）

２　産後ケア事業の拡充

令和８年４月から、主に高所得世帯の利用料金の変更を行うことで、更なる利用促進を図っている。

また、令和８年８月からは、助産師等の看護職が利用者の自宅を訪問し、母体のケアや授乳・沐浴指導等のサービスを提供する「アウトリーチ（訪問）型」の産後ケア事業を新たに開始することで、従来の施設来所型の産後ケア事業では、利用が困難であった双子やきょうだい児のいる家庭にとっても、産後ケア事業を利用しやすい環境を整備する。（地域保健）

３　京都市医療的ケア児等支援連携推進会議

医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。（保健所）（地域保健）

４　不妊に悩む方への支援の充実

不妊・不育等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようオンラインでの２４時間相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。（地域保健）

4　地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

令和６年３月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（２０２４－２０２９）」）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、３障害（身体・知的・精神）及び難病に係る相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

保健所の取組

１　地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調の下に、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図る。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組む。

≪主な実績≫

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数　（単位：人）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	１，９１２	１，９１１	１，９０２
２級	１２，８８１	１３，７６０	１４，４４９
３級	８，４２０	９，１３０	１０，０３１
合計	２３，２１３	２４，８０１	２６，３８２

○　自立支援医療費（精神通院医療）承認状況　（単位：件）

令和５年度	令和６年度	令和７年度
３４，１４９	３７，２７７	３７，８９１

２　難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業で得られた情報も生かしつつ、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

≪主な実績≫

○　特定医療費助成制度（指定難病）受給者数　（単位：人）

令和５年度	令和６年度	令和７年度
１３，６１３	１４，０６２	１４，３３６

３　自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和５年３月に第３次「きょう　いのち　ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定。「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成２９年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及・啓発等に取り組んでいく。

≪主な実績≫

人口動態統計に基づく自殺の状況	令和４年		令和５年		令和６年	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	２０７人 （１４．３）	２１，２５２人 （１７．４）	２３８人 （１６．５）	２１，０３７人 （１７．４）	１９６人 （１３．６）	１９，６０８人 （１６．３）

※　自殺死亡率：人口１０万人当たりの自殺者数

令和８年度の主な関連施策・事業

１　自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう　こころ　ほっとでんわ～

＜電話番号：０７５－３２１－５５６０＞

自死遺族の孤立を防ぎ、悩みを抱えている人の思いに耳を傾け、相談者の不安を軽減するため、土日祝日、年末年始を除く平日午前９時～午後４時を相談受付時間として、「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう　こころ　ほっとでんわ～」を開設している。

また、「きょう　こころ　ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組を実施している。（保健所）

＜参考＞

○　京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業

令和６年能登半島地震や南海トラフ周辺での地震の発生を受け、在宅で常時人工呼吸器を使用する難病患者等の方が災害発生等の非常時にも生命を守り生活を継続でき、家族介護者の不安が解消されるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成する。（保健所）

５　保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

本市では、令和６年度から、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を開始し、地域共生社会の実現に向けてより一層取り組んでいくこととしている。「重層的支援体制」の推進は、各地域の支援関係機関や関係者が地域住民の福祉課題を断らず受け止め、地域がつながり、「一緒に・重なり・協働する」ことをコンセプトとしている。こうした考え方を踏まえ、複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わされ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各室・課は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

また、区地域コミュニティＨｕｂの取組とも連携・協働し、それぞれの業務や、個々の強み、興味・関心等を通じて積極的に取り組む中で、参加支援や地域づくりに向けた支援をはじめ、保健福祉とまちづくりの更なる融合を推進する。

保健所の取組

○　保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、各課・室の保健師等専門職への助言・指導等の人材育成を行う。

また、感染症によるパンデミックや大規模災害等の健康危機事案発生時等には、区役所・支所における保健師等の活動や支援の連絡調整を行う。

地域保健における取組

○　複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度の狭間等（孤独・孤立、ケアラー含む）の複合する支援課題への対応については、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、保健福祉センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

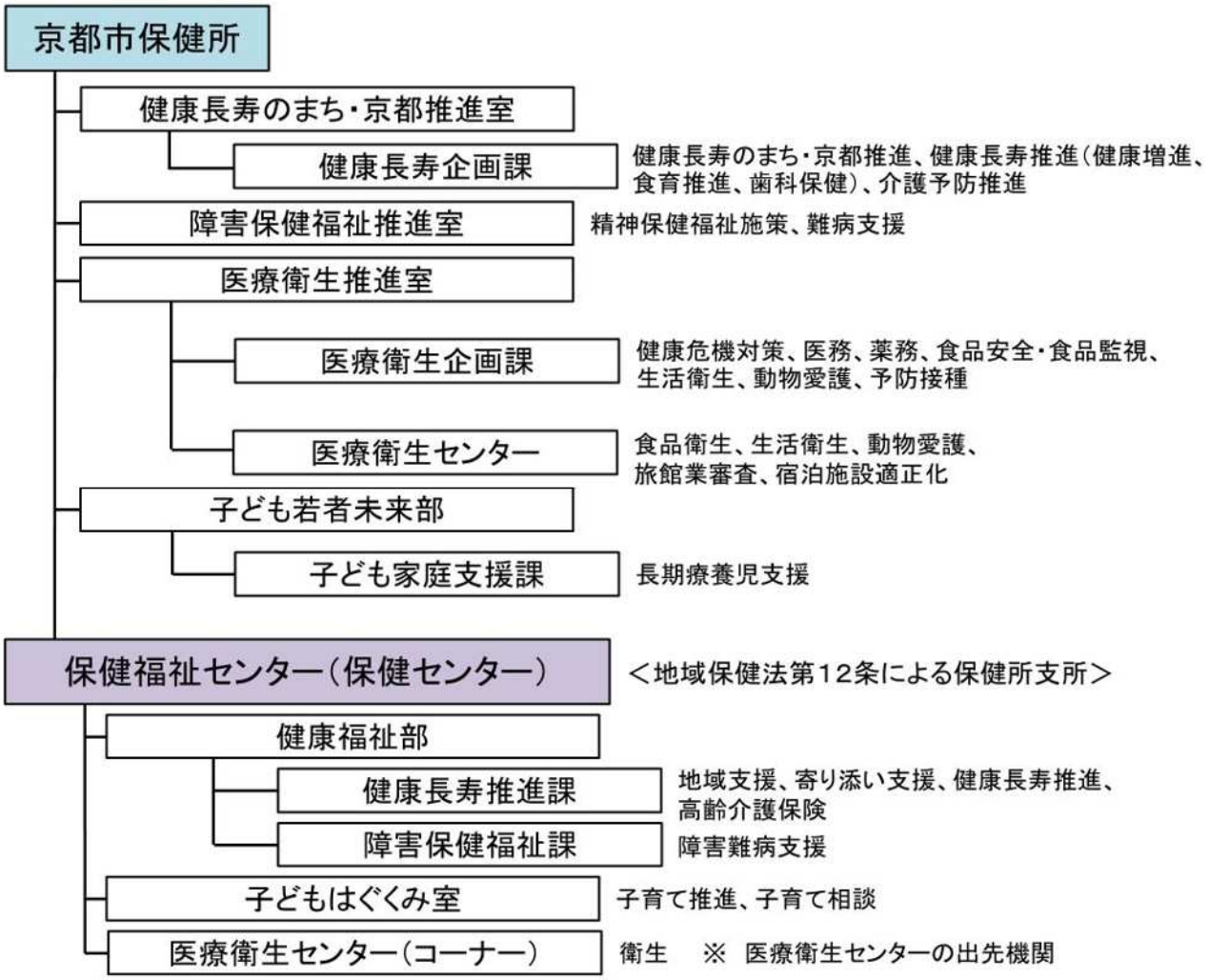
ひきこもり状態にある方への支援に当たっては、各室・課が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、必要に応じて支援調整会議を開催し、保健福祉センター長のマネジメントの下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援

につながっていない方等に対しては、重層支援会議において検討のうえ、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区役所・支所が一体となって取り組む。

＜参考＞　令和８年度京都市保健所組織について



資料5

伏見区地域保健推進協議会　令和７年度実績報告

１　母子保健

（１）母子健康手帳

交付件数	令和７年度	令和６年度
伏見区	1,５２８件	1,６１４件
本　所	９７２件	９８８件
深　草	３３５件	３９７件
醍　醐	２２１件	２２９件

（２）妊婦訪問（こんにちはプレママ事業）

延訪問指導件数	令和７年度	令和６年度
伏見区	７０３件	６８２件
本　所	４５８件	４３９件
深　草	１４４件	１６８件
醍　醐	１０１件	７５件

（３）新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和７年度		令和６年度	
	対象者数	延訪問指導件数	対象者数	延訪問指導件数
伏見区	1,４２２人	1,３６１件	1,５３４人	1,４７５件
本　所	８９３人	８５３件	９７０人	９３４件
深　草	３３５人	３２１件	３７６人	３５８件
醍　醐	１９４人	１８７件	１８８人	１８３件

（４）乳幼児健康診査

４か月児健診	令和７年度		令和６年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
伏見区	1,３６５人	99.1%	1,３９１人	97.8%
本　所	８６９人	99.4%	８６９人	98.1%
深　草	３１３人	100%	３４６人	97.3%
醍　醐	１８３人	96.3%	１７６人	97.7%

８か月児健診	令和７年度		令和６年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
伏見区	1,４１０人	98.3%	1,３９４人	98.0%
本　所	８８３人	99.0%	８６７人	98.5%
深　草	３５４人	97.8%	３４２人	97.5%
醍　醐	１７３人	95.6%	１８５人	96.3%

１歳６か月児健診	令和７年度		令和６年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
伏見区	１,３５６人	97.1%	１,４８９人	98.0%
本　所	８５６人	97.9%	９２１人	98.2%
深　草	３４４人	96.4%	３５７人	97.8%
醍　醐	１５６人	94.5%	２１１人	97.2%

３歳児健診	令和７年度		令和６年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
伏見区	１,４８２人	95.7%	１,５４７人	96.8%
本　所	９２４人	97.1%	９６８人	96.1%
深　草	３４２人	93.2%	３３７人	98.8%
醍　醐	２１６人	93.9%	２４２人	97.2%

（５）家庭訪問型継続的個別支援

延訪問件数	令和７年度	令和６年度
伏見区	３６３件	５１１件
本　所	１４９件	１４７件
深　草	１５２件	２７１件
醍　醐	６２件	９３件

（６）離乳食講習会

４か月児健診後	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
伏見区	２４回	２１５人	２５回	１９６人
本　所	１４回	１４４人	１３回	１４８人
深　草	６回	６２人	６回	３４人
醍　醐	４回	９人	６回	１４人

８か月児健診後	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
伏見区	１０回	９０人	１０回	６３人
本　所	４回	５５人	４回	４５人
深　草	３回	２５人	３回	８人
醍　醐	３回	１０人	３回	１０人

（７）乳幼児歯科相談

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延相談件数	実施回数	延相談件数
伏見区	１８回	４６件	１８回	９８件
本　所	６回	２４件	６回	６３件
深　草	６回	１２件	６回	１９件
醍　醐	６回	１０件	６回	１６件

（８）親子の健康づくり講座

プレママパパ教室	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	２９回	３３３人	２８回	３５３人
本　所	１２回	２２９人	１２回	２４６人
深　草	８回	６６人	９回	１００人
醍　醐	９回	３８人	７回	７人

所内実施型	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	２９回	５３３人	３５回	６０２人
本　所	１２回	６６人	１２回	７８人
深　草	１４回	４４４人	１６回	５０７人
醍　醐	３回	２３人	７回	１７人

地域出張型	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	４１回	７３４人	４６回	８３９人
本　所	１６回	２６０人	１７回	２８８人
深　草	２１回	４３６人	２３回	４７３人
醍　醐	４回	３８人	６回	７８人

（９）親子すこやか教室

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	２６回	１６８人	２３回	２００人
本　所	１０回	７２人	１０回	１０２人
深　草	１０回	７２人	８回	８４人
醍　醐	６回	２４人	５回	１４人

２　健康増進

（１）がん検診受診者数

肺がん検診	令和７年度	令和６年度
伏見区	4,554人	4,480人

胃がん検診	令和７年度	令和６年度
伏見区	980人	766人

大腸がん検診	令和７年度	令和６年度
伏見区	4,911人	4,887人

乳がん検診	令和７年度	令和６年度
伏見区	2,303人	2,488人

（２）健康教育

集団健康教育	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	41回	590人	40回	511人
本　所	9回	164人	9回	121人
深　草	13回	263人	14回	287人
醍　醐	19回	163人	17回	103人

出前教室	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	54回	1,204人	61回	1,732人
本　所	14回	146人	15回	171人
深　草	20回	791人	17回	1,033人
醍　醐	20回	267人	29回	528人

思春期教室	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	12回	1,344人	10回	745人
本　所	6回	814人	6回	481人
深　草	3回	342人	2回	136人
醍　醐	3回	188人	2回	128人

防煙セミナー	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	4回	360人	6回	428人
本　所	3回	323人	4回	288人
深　草	0回	0人	0回	0人
醍　醐	1回	37人	2回	140人

（3）食育セミナー

	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	３０回	４０６人	３０回	３５４人
本　所	１３回	２３１人	１２回	１８３人
深　草	8回	９０人	8回	８３人
醍　醐	9回	８５人	１０回	８８人

65 歳からの 栄養改善教室	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
伏見区	１０回	１０２人	9回	８３人
本　所	3回	３６人	3回	４１人
深　草	4回	４０人	3回	２７人
醍　醐	3回	２６人	3回	１５人

（4）歯科保健

成人・妊婦歯科相談	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延相談・参加者数	実施回数	延相談・参加者数
伏見区	２４回	１１３人	２４回	１６４人
本　所	１２回	７９人	１２回	１１１人
深　草	6回	１９人	6回	３３人
醍　醐	6回	１５人	6回	２０人

お口からはじめる 生活習慣病予防教室	令和７年度		令和６年度	
	実施回数	延相談・参加者数	実施回数	延相談・参加者数
伏見区	3回	１４２人	4回	１８０人
本　所	1回	２１人	2回	２２人
深　草	1回	１１６人	1回	１５人
醍　醐	1回	5人	1回	１４３人

３　精神保健

（1）精神障害者保健福祉手帳

	令和７年度	令和６年度
	延交付件数	延交付件数
伏見区	5,７４８件	5,４８０件
本　所	3,０６７件	2,９０２件
深　草	1,１７８件	1,１３９件
醍　醐	1,５０３件	1,４３９件

（2）自立支援医療費（精神通院医療）

申請件数	令和７年度	令和６年度
伏見区	8,371件	8,054件
本　所	4,826件	4,430件
深　草	1,650件	1,707件
醍　醐	1,895件	1,917件

（3）精神保健福祉相談事業

延相談件数	令和７年度	令和６年度
伏見区	１２７件	１３５件
本　所	７０件	６３件
深　草	１９件	３２件
醍　醐	３８件	４０件

（4）地域生活安定化支援事業

延参加者数	令和７年度	令和６年度
伏見区	５５人	６２人
本　所	（月１回）２７人	（月１回）３３人
深　草	－　人	－　人
醍　醐	（月１回）２８人	（月１回）２９人

※　　深草　未実施

（5）家族懇談会

延参加者数	令和７年度	令和６年度
伏見区	７０人	９６人
本　所	（年３回）３７人	（年３回）５４人
深　草	（年６回）２５人	（年６回）３５人
醍　醐	（年１回）　８人	（年１回）　７人

４　難病

（1）難病患者相談

延相談件数	令和７年度		令和６年度	
	面接相談件数	訪問相談件数	面接相談件数	訪問相談件数
伏見区	５３件	４９件	７２件	６８件
本　所	２６件	２６件	１４件	２７件
深　草	１４件	９件	５０件	１９件
醍　醐	１３件	１４件	８件	２２件

（2）特定医療費

申請件数	令和７年度		令和６年度	
	新　規	継　続	新　規	継　続
伏見区	４２５件	2,６１５件	４６３件	2,４９２件
本　所	２４５件	1,５３９件	２６３件	1,４５９件
深　草	９４件	５４０件	１１０件	５１６件
醍　醐	８６件	５３６件	９０件	５１７件

５　感染症

（1）感染症届出（結核除く）

届出数	令和７年	令和６年
伏見区	１２５件	６３件

（令和６年の内訳：３類１件、４類７件、５類２６件）

㊟　３類：腸管出血性大腸菌，４類：レジオネラ，Ａ型肝炎，Ｅ型肝炎など
　　５類：百日咳，梅毒，感染性胃腸炎など

（2）結核

伏見区	令和７年	令和６年
新規登録者数	４０人	４０人
(再掲)喀痰塗抹陽性者	１７人	１３人
潜在性結核感染症患者数	１４人	１０人
年末時登録者数	７２人	６７人

（3）予防接種（ＢＣＧ）※令和元年８月から協力医療機関における完全個別接種化

全市	令和７年度	令和６年度
接種者数	6,８４８人	6,９８９人

令和8年度
伏見区地域保健推進協議会　資料6

伏見区の健康課題と事業取組について

伏見区役所　保健福祉センター
伏見区役所　深草支所　保健福祉センター
伏見区役所　醍醐支所　保健福祉センター

1

1

本日の内容

1 伏見区地域保健推進協議会とは
2 伏見区の概況
　住みよい住環境と歴史的名所が共存するまち
3 健康なまちづくりの推進
　伏見区役所本所、深草支所、醍醐支所の取組

2

2

1　伏見区地域保健推進協議会

京都市保健所運営協議会

伏見医師会
伏見
歯科医師会
伏見
保健協議会
連合会
伏見
薬剤師会
伏見区地域保健推進協議会
（本所・深草支所・醍醐支所）
伏見区内の地域課題・健康課題を踏まえた
地域保健の推進のための協議の場
＜協議内容＞
健康づくり、感染症、母子保健、精神保健
伏見区
献血推進
実行委員会
京都府
看護協会
伏見区社会
福祉協議会
伏見区
民生児童委員
協議会

3

3

2 伏見区の概況

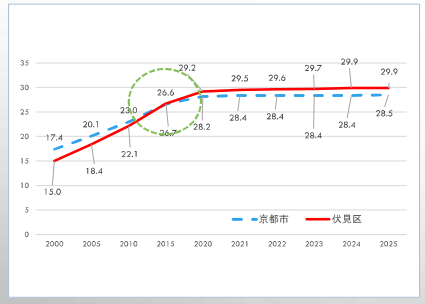
◆伏見区は京都市の南東部に位置し、約２７万人の人口を擁する京都市内で最も人口の多い行政区
◆桂川や鴨川、宇治川や伏見港を中心に古くからの水運拠点として栄え発展してきた。
◆耕地面積は京都市で最も広く、京野菜やコメ作りなどが盛んで良質な地下水を活かした酒は全国有数の生産量を誇る。
◆生活圏に名所史跡や城下町の風情を残す町並みがあり、祭りや伝統行事などが受け継がれている。
◆病院やクリニック、商店街や大型ショッピングモールが充実し住みやすい。



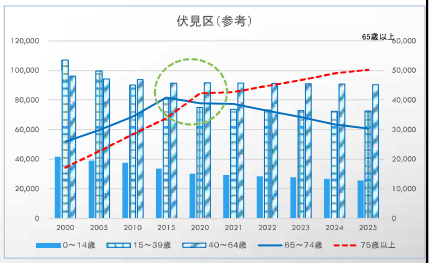
4

4

伏見区の高齢化率



出典：市統計ポータルサイト　京都市推計人口　令和7年10月



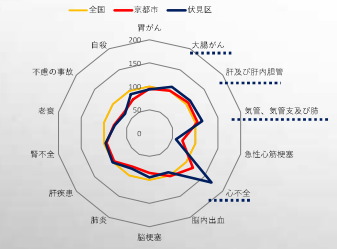
・伏見区は全市5位の高齢化率　29.9%
（1位は山科区32.1%、11位下京区21.7%）
・令和7年65歳以上人口は80，511人
（内訳）65～74歳：30，260人
75歳以上　：50，251人
・高齢者の中でもより高齢化が進んでいる。
・2050年には高齢化率40.9%（後期高齢者26.6%）となる見込み。

5

標準化死亡比（全国・京都市・伏見区）

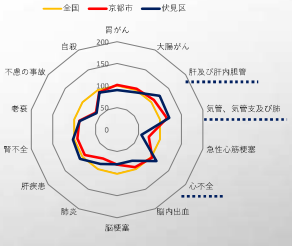
（平成30年から令和4年）

標準化死亡比　H30年～R4年（伏見区　**男性**）



男性は心不全が最も多く、大腸がん、肝及び肝内胆管がん、気管・気管支及び肺がんが平均を上回る

標準化死亡比　H30年～R4年（伏見区　**女性**）

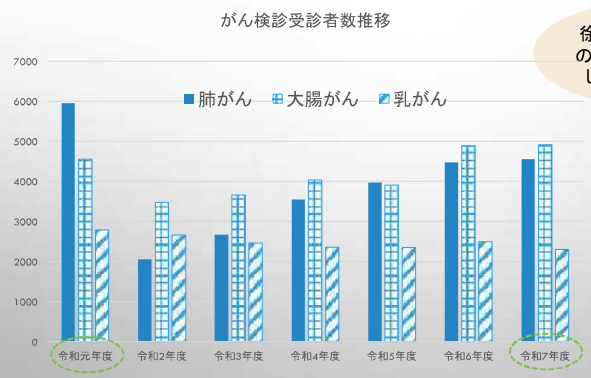


女性は、肝及び肝内胆管がんが最も多く、次いで気管・気管支及び肺がん、心不全が高い

心不全（動脈硬化）やがんの予防の取組が必要

6

京都市がん検診受診者数推移



徐々にコロナ禍前の受診者数へ回復しつつあります。

未受診理由

1心配な時はいつでも医療機関で受けられる

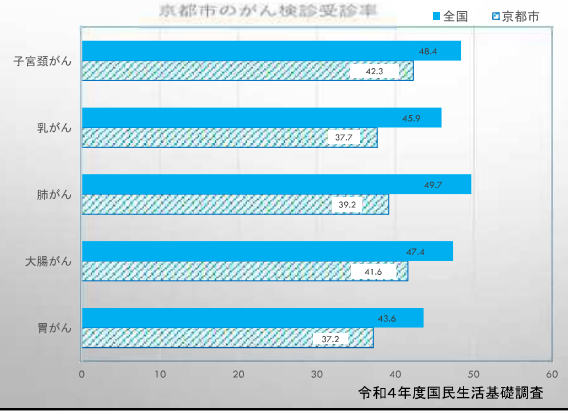
2時間が取れない

3めんどうだから

【国民生活基礎調査（令和4年度）】

7

がん検診受診率の比較



令和4年度国民生活基礎調査

すべてのがん検診において、全国平均を下回っている

引き続きがん検診の受診率向上に努める必要がある

8

がん検診（区役所で予約制で実施しているもの）

	伏見区役所　本所	深草支所	醍醐支所
肺がん検診 （４０歳以上） １年に１回　無料 喀痰検査：１０００円	第１・２・３月曜日 ９：００～１０：３０	第１・３火曜日 ９：００～１０：３０	第２・４木曜日 ９：００～１０：３０
大腸がん検診 （４０歳以上） １年に１回　３００円	火曜日・水曜日 ９：００～１１：００	水曜日 ９：００～１１：００	金曜日 ９：００～１１：００
巡回乳がん検診 （４０歳以上） ２年に１回　１３００円	１～３月　１１回	１～３月　４回	２～３月　３回
巡回胃がん検診 （５０歳以上） ２年に１回　１０００円	１～２月　４回	１月　２回	８月　２回

＊指定医療機関でのがん検診：胃がん・肺がん（R8.10～）・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診　（胃カメラでの胃がん検診は医療機関のみ）

9

胸部検診（肺がん検診・結核健診）指定医療機関実施の開始

（令和8年9月11日報道発表）

本市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、がんの早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率向上に取り組んでいます。現在、区役所・支所を中心に実施している胸部検診（肺がん検診・結核健診）について、新たに指定医療機関でも実施し、受診しやすい環境を整えることにより、受診者数の拡大に取り組みます。

○開始時期 ： 令和8年10月1日（木曜日）

○対象者 ： 40歳以上の市民　1年に1回

○検査内容 ： 胸部エックス線検査により、肺がんや結核など肺の病気を疑う影がないか調べます。
【補足　問診の結果、必要に応じて喀痰検査（たんの検査）を実施】

○受診料金 ： 無料　【補足　喀痰検査は1,000円（受診料金が免除になる制度があります。）】

○申込方法 ： 指定医療機関に直接電話で事前申込み

○伏見区内の指定医療機関 ： 医仁会武田総合病院　（令和8年9月11日現在）　＊全市12医療機関

10

伏見区の平均寿命

市町村別平均寿命（１８８７市町村）

令和２年		男性	女性
全国１位	川崎市麻生区	８４．０歳	８９．２歳
	全国平均	８１．５歳	８７．６歳
	京都市平均	８２．１歳	８８．２歳
	伏見区平均	８１．５歳	８７．９歳
全国最下位	大阪市西成区	７３．２歳	８４．９歳

令和2年国勢調査

（参考）健康寿命

令和４年	男性	女性
全国	７２．５７歳	７５．４５歳
京都市	７１．９８歳	７５．１８歳

健康寿命の延伸への取組が必要

11

11

3 伏見区の健康なまちづくりの推進

伏見区役所・深草支所・醍醐支所の取組

ア 健康づくり
イ 感染症
ウ 母子保健
エ 精神保健

12

12

ア 健康づくりの取組

健康づくりの健康課題と取組

- 平均寿命は全国平均とほぼ同程度だが、京都市の平均を下回っている。また、がん検診の受診率が低い。

  がん検診受診率の向上への取組が必要
- 健康について無関心な区民の健康意識を高め、機会をとらえた若いうちからの生活習慣病予防、健康づくりへの取組が必要
- 高齢化率や後期高齢者数の増加から、孤立化予防や介護予防への取組など、健康寿命を延伸する健康づくりを進めていく

13

13

深 ★がん検診受診率向上の取組

本 深 ★循環器病発症予防プログラム

醍 ★糖尿病予防教室

14

14

がん検診受診率向上の取組

◆子育て世代の方に向けた乳がん検診等の普及啓発

８か月児健診後の離乳食講習会や児童館等での健康教室で保護者を対象

深 地元企業の寄付による
乳がん啓発シートの配布（R3~継続中）

・ 管内の公立小学校6年生の保護者を対象
（乳がんの罹患率が高まる30代後半から40代以降の年代層への働きかけ）



プレストアウェアネス乳房を意識する生活習慣

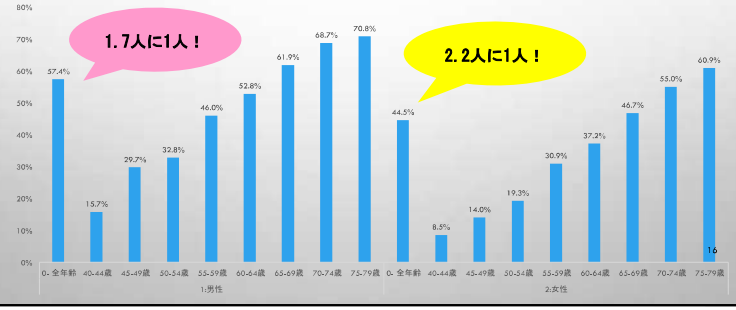
15

15

伏見区　高血圧有病者（令和６年度）

高血圧有病者：収縮期血圧140mmHG以上または拡張期血圧90mmHG以上、
もしくは血圧を下げる薬を服用している者

※国保健診結果から



16

16

本 深 循環器病発症予防プログラム

◆対象者

市民しんぶんを見て参加申込があった方

◆内容

医師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師による講話

運動指導健康運動指導士による運動

血圧測定、塩分チェック（ソルセイブ）



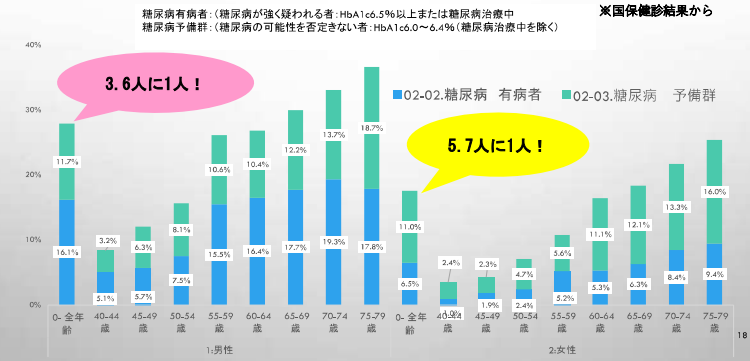
令和7年度実施の様子　「家庭での血圧測定について」



令和7年度の実施の様子「食塩相当量が少ない食品はどっち？」

17

伏見区　糖尿病有病者と予備群（令和6年度）



18

本 醍 糖尿病予防教室

◆対象者

40～74歳の伏見区民を対象に、糖尿病に関する知識と予防の生活習慣の獲得に向けて2回シリーズの講座を開催

◆内容

医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士による講話、生活習慣改善の目標設定、運動指導士による運動講習を実施





19

栄養・食育に関するの取組

本 ★食育指導員考案の「酒粕レシピ」の普及啓発

醍 深 ★「災害時のそなえ」の普及啓発

醍 ★「キッズおやつクッキング」（食育×お口の健康）

＜食育指導員＞
食を大切にする心や食に関する知識・技術を次世代に伝承していくためのボランティア。地域に密着した食育活動を実施。

20

本 食育指導員考案「酒粕レシピ」の普及啓発

伏見区になじみ深い「酒粕」を活かしたレシピを考案（R4～）



21

深 醍 「災害時のそなえ」の普及啓発



令和8年６月11日（木）開催



ポリ袋を用いた湯煎調理イメージ

◆食品備蓄の啓発
◆備蓄食材を使用した災害時の調理体験

22

醍 キッズおやつクッキング（食育×お口の健康）



令和8年7月29日（水）開催



◆むし歯になりにくい
食べ方やおやつの選び方について、お菓子作りを通し、親子で学ぶ。



23

★健康づくりサポーターの自主活動

本 げんき広場
チャレンジ♥ウォーク

醍 ゴミ拾いウォーキング

深 深草吉兆くん体操　公園体操
ふかくさぐるりん歩クラブ

＜健康づくりサポーター＞
地域の健康づくりや生活習慣病予防について、保健福祉センターと一緒に考えたり、健康づくりに役立つ情報を学んで地域に広めたり、区民が中心となって健康づくりを行い、皆が生き生きと暮らせる活力あるまちづくりを目指すボランティア。

24

健康づくりサポーターの自主活動

げんき広場　伏見区役所で
原則毎週水曜日に体操や
健康情報の発信

本



チャレンジ♥ウォーク
原則毎週月・金曜日に
ウォーキング





醍

ゴミ拾いウォーキング
毎月第１水曜日にゴミを拾いながら１時間程度ウォーキング





深

吉兆くん体操等
身近な公園や庁舎で深草吉兆くん体操等独自性を生かした体操を実施





深草ぐるりん歩クラブ
毎月の自主活動と保健福祉センターと共催でウォーキングイベントを年１回程度

プラス せんぽ +1000



25

25

本 ★わくわくキッズクッキング
＆理想のからだづくりセミナー

深 ★みんなきらきら健康フェスティバル

醍 ★アルプラザ醍醐店とのコラボ企画１，２
１「健康パネル展」　２「健康応援フェア」

本 ★歯のひろば

26

26

本

わくわくキッズクッキング＆理想のからだづくりセミナー

令和8年７月29日（水）、31日（金）開催

◆子育てや仕事で忙しい世代の方が生活習慣を見直す機会となる健康教室にに参加しやすいよう、キッズクッキングと一体的に実施







令和７年７月３０日、８月１日実施の様子

27

27

深

みんなきらきら健康フェスティバル

令和８年１１月２０日（金）開催予定

◆地域包括支援センターと
深草支所が共催で実施

◆介護・福祉施設、健康に関する民間企業、警察、消防等が協働し健康測定や各種啓発

◆地域の編み物サークルや障害者就労継続支援事業所等の出店によるマルシェも開催



健康づくりサポーターも活躍



血管年齢測定や尻圧（体圧分散）測定等様々な測定の機会





令和７年１１月実施の様子

28

28

醍 アル・プラザ醍醐コラボ企画　1

健康パネル展

令和8年6月8日（月）~6月14日（日）開催

●食育月間「そうだ、野菜とろう！」キャンペーン

●生活習慣病予防啓発



令和7年6月16日～6月22日の様子

令和7年8月27日～9月2日実施の様子

29

29

醍 アル・プラザ醍醐コラボ企画　2

健康応援フェア

令和８年11月　開催予定

醍醐健康づくりサポーターも協力！

・身長・体重測定・血圧測定等ブース



令和7年10月　実施の様子

30

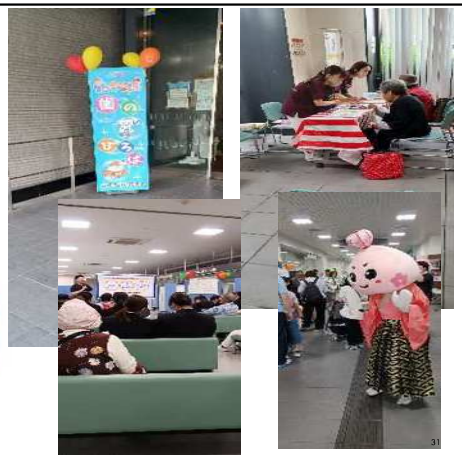
30

本

歯のひろば

令和８年６月１４日（日）開催

歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を目的として、伏見歯科医師会が主催するイベント
区役所も協力して実施



令和7年6月　実施の様子

31

31

イ　感染症の取組

毎年この期間が予防週間です

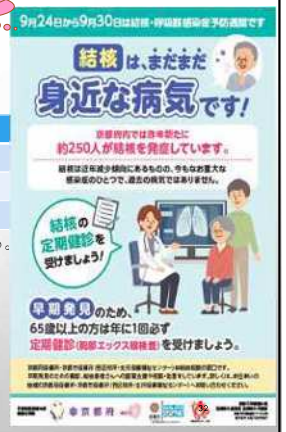
区で実施している感染症対策

1 結核　新登録患者数

	京都市	罹患率	全国	罹患率
R５年	１５４人	１０．７	１０，０９６人	８．１
R６年	１５２人	１０．６	１０，０５１人	８．１
R７年	１４７人	１０．３	９，８３６人	７．９

※６５歳以上の方は、毎年胸部検診を受けるよう感染症法に定められている。

- 結核患者の高齢化が進んでおり、京都市において新たに結核患者として登録される方のうち、６５歳以上の割合は６５％に上っている。その中で８０歳以上の方が７割を占めている。
- かつて結核がまん延していた時期に結核に感染したが発症はせず、高齢となって身体の抵抗力が落ち、潜んでいた結核菌が活動を始め、結核を発症する方が多いと考えられる。
- 年に１回の胸部検診の定着を目指し、引き続き普及啓発を行う。



32

32

2　結核以外の感染症

・感染性胃腸炎、インフルエンザ（新型コロナ感染症含む）
集団発生した施設等へ出向き調査、まん延防止の指導

・性感染症予防の講話
中学校等での思春期教室と一体的に実施

・感染症予防のための普及啓発

・肝炎対策
肝炎ウイルス検査（医療機関に委託）、フォローアップ事業
重症化予防や医療費助成（京都府事業）の申請窓口

33

33

毎年12月1日

本 世界エイズデーに関わる普及啓発の取組

令和８年11月２７日～１２月７日　開催予定

伏見青少年活動センター

青少年活動センターに
エイズ啓発コーナーを設置



令和7年11月21日～12月5日

伏見中央図書館

HIVやSTI、性に関するパンフレットや
リーフレットの配架、書籍の掲示



令和7年11月21日～12月8日

図書館入口に
京都市エイズ啓発キャラクター
「あかりん」の顔抜きパネルの設置



34

34

ウ　母子保健の取組

母子保健の健康課題

- 思春期の子どもたちが母性・父性をはぐくみ豊かなライフデザインを描き、必要時適切に相談機関に相談できるようになることが大切。
- 家族の構造の変化から周囲からの育児支援が得られない、経済的に不安があるといった世帯が増え、子育て世帯が孤立する傾向がある。
- ひとり親家庭が全市で最も多く、また若年妊婦や母子健康手帳交付時に未婚であるなど、リスクがある妊婦が多い傾向にある。
- 妊婦相談事業や京都市出産・子育て応援事業等により支援が必要な方を早期に発見し、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことが大切。
- 関係機関との連携や協働した取組、地域の情報発信を通じ子育て世帯の孤立防止を進めることが大切。

35

35

本 深 醍 **★思春期教室**

中学生を対象に、学校との連携のもと、命の大切さや
性についての正しい知識を知ってもらう教室を開催

本 **★伏見区はぐくみ⇔図書館サロン**

伏見中央図書館とのコラボにより子育てを応援

深 **★ふかくさふれあいらんど**

子育て支援機関とともに就学前の親子と地域の子育て支援機関と繋がる機会を提供

醍 **★8020をめざし乳幼児からむし歯予防**

歯っピー・スマイル大作戦

36

36

思春期教室
（包括的性教育）



◆妊婦体験服装着し段差を上がる等
日常の動作を経験
◆赤ちゃん人形の抱っこ体験
◆助産師からの「生と性のお話」

37

本 伏見区はぐくみ⇔図書館サロン







令和７年　離乳食について（5月）、子どもの歯と口について（7月）
乳幼児期に起こりやすい事故予防について（9月）の実施の様子

38

深 ふかくさふれあいらんど

令和8年１１月２５日（水）開催予定

◆未就学児と保護者同士のふれあいを交流を深め、地域の子育て支援機関と繋がる機会を提供
◆保護者の骨密度測定を実施し、保護者自身の健康づくりのきっかけともしていただく機会を提供



令和７年１１月実施の様子

39

醍 歯っぴー・スマイル大作戦

８０２０をめざし
乳幼児からむし歯予防

令和８年10月１１日（日）予定
meetus 醍醐フェス2026

・歯科医師、歯科衛生士の相談
・管理栄養士による栄養相談









令和７年11月3日（月・祝）パセオダイゴローでの実施の様子

40

エ 精神保健の取組

精神保健の健康課題



- 精神障害者保健福祉手帳所持者や精神の自立支援医療（精神通院）利用者は、全国的な傾向と同様に年々増加しているが、精神科の医療機関は少なく、初診の予約が取りにくく、速やかな受診につながらない状況もある。
- 障害福祉サービスの利用者も増加しており、令和６年度のサービス支給決定４５,５６５件のうち伏見区の方は１１,０００件（24.1%）と多くなっている。
- こころの病や障害については、本人・家族の病気や障害の受容が難しく、医療やサービス等につながらない方や、周囲の理解が乏しく孤立する方が少なくない。
- 適切な医療や必要な制度・サービスにつなげる個別支援と、こころの病気は特別なものでなく、誰もがかかりうる身近な病気として正しい理解を深めることが必要である。
- 東部・南部障害者地域自立支援協議会や、こころのふれあいネットワーク活動など保健協議会連合会・民生児童委員等の地域役員や関係機関との連携を軸に、イベントなどにおいて普及啓発や顔の見える関係づくりを通じて支援を充実していくことが大切。

41

★作品展

本 ふあんを吹き飛ばせ しあわせのため

深 みんなで笑顔でいよう

醍 ふれあい作品展

本 深 醍 ★伏見区こころの健康推進実行委員会
こころのふれあいネットワーク

42

本 深 作品展

醍









令和7年10月21日～23日　伏見区役所
令和7年10月27日～30日　深草支所

令和8年1月19日～27日　醍醐支所

43

本 深 醍 伏見区こころの健康推進実行委員会
（こころのふれあいネットワーク）



こころに障害がある方の人権を守り，自立や社会参加を促進するための支援活動や，こころの病気や障害について正しい知識や理解を深めるための啓発活動を実施している。（平成9年に設立）

【活動紹介】
https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000275381.html

構成団体

伏見保健協議会連合会、伏見区地域女性連合会、伏見区民生児童委員会、伏見警察署
伏見区社会福祉協議会、伏見区老人クラブ連合会、伏見医師会、伏見歯科医師会
家族会「はしの会」、ボランティア団体「ねこの手」「ぶどうの会」桜花会醍醐病院
京都DARC、モーツァルト七瀬川つつみ、PEACE－FULL　LINK、京都ふれあい工房
里地会クリニックデイケアだんだん、醍醐の家ほっこり
ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス伏見桃山、スマイル藤森A・スマイル藤森B
京都市南部障害者地域生活支援センター「あいりん」「ふかくさ」「かけはし」
京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」

44

こころの相談（精神保健福祉相談）

参考

精神科嘱託医と精神保健福祉相談員によるこころの健康についての相談を実施

【いずれも第１～第４】
本所：金曜日　　深草：月曜日　　醍醐：月曜日

時間：14時～15時30分

家族懇談会

◆　精神障害者の家族の方対象
家族のかかわり方や生活訓練等を学ぶ学習会や交流会を実施

45

45

まとめ

- 生活圏に名所・史跡や城下町の風情を残した町並みがあり、祭りや伝統行事などが受け継がれるとともに、病院やクリニック、商店街や大型ショッピングモールが充実している伏見。地域の中でその人らしく「伏見に住み続けたい」と思っていただける「子育てしやすい」「健康なまちづくり」をめざします。
- 伏見地域における健康課題を把握し、健康長寿のまち伏見の実現に向けて、あらゆる世代の健康意識を高め、健康づくりに関心を持ってもらい、区民の自主的な健康づくりの推進を目指して、管内の関係機関、団体、企業などと連携協力しながら、身近な場所であらゆる機会を捉えて、区民への健康づくりの取組を、引き続き皆様からご意見をいただきながら進めていきます。

健康長寿のまち・京都

46

46

＜報道発表資料＞

令和８年１月１６日
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

５歳児健康診査の開始

～令和８年４月から、各区役所・支所子どもはぐくみ室で実施します～

５歳児健康診査は、身体の発育、言葉や社会性の発達、就学に向けた生活習慣の確立などを確認する場として、言語の理解能力や社会性が高まる時期のお子さんの成長を安心して見守っていくこと、また、就学前の時期にご家族がお子さんの特徴や心配なことに気づいていただくことを目的に実施するものであり、必要に応じてお子さんとご家族に見合ったサポートを行っていくものです。

日々の生活の中で、お子さんが困っていたり、ご家族が気になっておられることがあれば、５歳児健康診査の機会にご相談いただけます。

【概　要】

- 対象者　　実施年度に満５歳になる幼児（４月２日生～翌年度の４月１日生の年中児）
- 会　場　　お住まいの各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（以下「子どもはぐくみ室」という。）
- 実施時期　　４歳８か月から５歳６か月まで（標準は５歳０か月）
  ※　健診案内は、健診を受けていただく時期の概ね２～３か月前に郵送します。
  ※　健診日程は、子どもはぐくみ室によって異なります。
- 実施方法　　二段階方式で実施
  （一段階目）
  ①　保護者に対して健診案内を郵送し、電子フォームで質問票に回答
  ②　保護者の回答及び市内就園先施設からの情報提供（保護者の同意が得られた場合のみ）等を踏まえ、二段階目健診の対象者を京都市が選定
  （二段階目）
  子どもはぐくみ室で、問診、診察、必要に応じて子育てや発達に関する相談を実施し、健診結果からお子さんの発達状況に合わせた支援を行う
- 費　用　　無料

<お問合せ先>
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
電話：０７５－２２２－３９３９

児童通所支援、短期入所及び日中一時支援に係る窓口変更について

ページ番号355892　2026年7月9日

京都市では、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、かつ、きめ細やかな支援を行うことや、サービス利用の向上を目的として、令和8年10月1日より、児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、短期入所及び日中一時支援に係る申請や相談の窓口を、児童福祉センターから各区役所・支所の保健福祉センターに変更します。

これにより、お住まいの地域の区役所・支所で児童通所支援等の相談を行うことができるようになります。

1　対象となるサービス

児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

短期入所

日中一時支援

2　変更後の相談窓口及び支給決定について

相談窓口について、児童福祉センター発達相談課（南区・伏見区にお住まいの方は第二児童福祉センター発達相談部門）から各区役所・支所の保健福祉センター（子どもはぐくみ室及び障害保健福祉課）に変更となります。

一方、支給決定について、児童通所支援は、第二児童福祉センター発達相談部門に全区役所・支所分を集約して行います。そのため、児童通所支援の受給者証については、全区役所・支所分を第二児童福祉センター発達相談部門で発行しますので、ご注意ください。なお、日中一時支援及び短期入所は、各区役所・支所の保健福祉センター（障害保健福祉課）に変更となります。

（相談窓口と支給決定先の一覧）

<table>
<tr><th rowspan="2">サービス名</th><th colspan="2">現在</th><th colspan="2">令和8年10月以降</th></tr>
<tr><th>窓口</th><th>決定</th><th>窓口</th><th>決定</th></tr>
<tr><td>児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援</td><td colspan="2" rowspan="3">児童福祉センター発達相談課
又は
第二児童福祉センター発達相談部門</td><td>各区・支所
子どもはぐくみ室</td><td>第二児童福祉センター
発達相談部門
（全区・支所対象）</td></tr>
<tr><td>日中一時支援</td><td>各区・支所
障害保健福祉課</td><td>各区・支所
障害保健福祉課</td></tr>
<tr><td>短期入所</td><td>各区・支所
障害保健福祉課</td><td>各区・支所
障害保健福祉課</td></tr>
</table>

3　変更時期

令和8年10月1日

4　今後の更新手続きについて

支給決定期間の満了前に更新に係るご案内を送付いたします。更新を希望される場合は、以下の窓口に申請書等の必要書類をご提出ください。

⑴　児童通所支援の提出先

第二児童福祉センター発達相談部門（各区役所・支所の子どもはぐくみ室へ提出も可能です。）

なお、支給決定に際し、お子様やご家庭の状況の確認が必要と判断する場合は、お住まいの区の子どもはぐくみ室から連絡がありますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

⑵　短期入所及び日中一時支援の提出先

これまでは児童福祉センター発達相談課（南区・伏見区にお住まいの方は第二児童福祉センター発達相談部門）に必要書類をご提出いただいておりましたが、支給決定期間の満了が令和8年12月以降の方は、各区役所・支所障害保健福祉課に御提出ください。

5　窓口変更についてのお問い合わせ先

⑴　（南区・伏見区以外にお住いの方）

児童福祉センター発達相談所発達相談課

TEL：075－950－1232

⑵　（南区・伏見区にお住いの方）

第二児童福祉センター発達相談部門

TEL：075－612－2700

⑶　子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部

子ども家庭支援課

TEL：075－222－3937

⑷　保健福祉局　障害保健福祉推進室

TEL：075－222－4161

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

○役に立った　◉どちらともいえない　○役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

○見つけやすかった　◉どちらともいえない　○見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市　子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：（代表）075-222-3939、（発達支援担当）075-222-3937

ファックス：075-251-1133

お電話の際はお掛け間違いにご注意ください